

厚生労働大臣の定める掲示

当病院は、厚生労働大臣が定める基本診療料及び特掲診療料の施設基準の届出を行っている保険医療機関です。

1 入院基本料について

病棟において届出を行っている入院基本料は以下のとおりです。

地域包括ケア病棟入院料 1（特定入院料）

2 看護職員の配置について

入院患者様 1 3 人に対して看護職員 1 人の配置基準となります。

◆ 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までの看護職員 1 人当たりの受持ち数は 4 人以内

◆ 1 7 時 1 5 分から 8 時 3 0 分までの看護職員 1 人当たりの受持ち数は 1 1 人以内

※ 当病院においては、患者様の負担による付添看護は行っていません。

3 給食等について

当病院では、「入院時食事療養 I」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。また、毎日常食の患者様には、食事を選ぶ選択メニューを提供しています。

4 特別の病室について

1 人室（個室）については、特別の病室となります。特別の病室をご利用になる場合には、別に室料差額を頂きます。特別の病室は下記のとおりです。

3 0 1 号室, 3 0 2 号室, 3 0 3 号室, 3 0 5 号室, 3 0 6 号室, 3 0 7 号室

1 日あたり 3, 3 0 0 円（消費税込）【トイレ, 洗面台付】

※ ご不明な点は、看護師又は事務室職員にお問い合わせください。

大崎市民病院鹿島台分院長